NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

実務セミナー　総務・法務シリーズ

複数名申込 1名につき
割引あり ¥2,160 OFF
※詳細は、裏面をご覧ください。

自動車事故・自転車事故をめぐる 企業・自治体の対応実務

― 組織を守るための知識と対応策をわかりやすく学ぶ ―

日　時　平成30年9月11日(火) 10：00～17：00
計６時間（１日間）

会　場　NHK名古屋放送センタービル内教室

講　師　弁護士法人　あお空法律事務所・パートナー弁護士　**水野　大輔** 氏

対　象
民間企業・自治体の
●総務・法務・管財部門の方
●車両管理責任者の方

本セミナーのポイント

・万一の際の具体的対応策（責任の所在や損害賠償の対応実務、不当要求者及び保険会社・弁護士との折衝方法等）について、豊富な事例をもとに解説します。
・管理整備を万全なものとするための実務についても解説します。
・平成２６年５月２０日から、自動車運転死傷処罰法が施行されています。本セミナーでは、同法についても解説いたします。

講義項目

第１ 自動車事故によって、企業・自治体に 問われる責任

１ 自動車事故で企業・自治体が負担する民事責任
　(1) 民法上の責任
　(2) 自賠法上の責任
２ 企業・自治体が責任を負う場合
　～社有車・公用車の交通事故～
　(1) 社有車・公用車の無断使用による事故の場合
　(2) 貸した社有車・公用車による事故の場合
　(3) 盗まれた社有車・公用車による事故の場合
　(4) 従業員・職員のマイカー事故の場合
　(5) 下請会社の事故の場合

第２ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）の新設

１ 趣旨
２ 危険運転致死傷罪に刑の重さが同じ罪として新しい類型を追加するもの
３ 新たな危険運転致死傷罪を設けるもの
４ いわゆる「逃げ得」の状況に対処するための罰則を設けるもの
５ 無免許運転で死傷事犯を起こした際に刑を重くする罰則を設けるもの

第３ 事故が発生した場合の具体的対応策

１ 加害者の応急措置
　(1) 緊急措置義務
　(2) 事故報告義務
　(3) 保険会社への通知義務
　(4) 事故状況の調査と証拠の収集
２ 被害者の応急措置
　(1) 被害者及び加害車両等の確認
　(2) 警察への届出
　(3) 保険会社への事故通知
　(4) 事故状況の調査と証拠の保全・収集
　(5) 事故現場の保全
　(6) 証拠の収集
３ 従業員・職員の社内処分の可否
４ 損害賠償の具体例
　(1) 積極損害
　　ア 治療費
　　イ 通院交通費
　　ウ 装具
　　エ 弁護士費用
　　オ その他
　(2) 消極損害
　　ア 休業損害
　　イ 後遺障害による逸失利益
　(3) 慰謝料
　　ア 傷害
　　イ 後遺障害～男性の外貌醜状の後遺障害等級認定～
　(4) 物損
５ 自賠責保険・任意保険
６ 飲酒運転対策
　(1) 就業規則等の変更
　(2) 使用者の宣言・諸規程の導入
７ 不当要求者との交渉
　～事例をふまえて～
　(1) 安易に譲歩をしない
　(2) 窓口を一つにしぼる
　(3) 対応を放置しない
　(4) 迅速な弁護士へのスイッチ
　(5) 対応方法の統一性
　(6) 警察との連携
　(7) 裁判所との連携

第４ 自転車事故について

１ 自転車事故による損害賠償事例
２ 通勤途上の事故によって、企業・自治体が責任を問われる可能性
３ 自転車通勤の許可基準の策定

第５ 社内・庁内の管理体制の整備

１ 社内・庁内の管理体制の整備手順
２ 各種規程の整備
３ 安全運転教育を行う際のポイント
　(1) 就業規則等の作成
　(2) 安全運転者の表彰等
４ 社有車・公用車の管理体制の注意点
　(1) 社有車・公用車の管理規程の作成
　(2) 車両管理～車両の鍵の管理～
　(3) 営業車持ち帰り

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合せ下さい。》

一般社団法人 日本経営協会

ご参加のおすすめ

自動車事故の総数は減少傾向にありますが、未だ発生件数は年間 53 万件を超えております。万一の場合の応急対応はもちろんのこと、責任の所在や損害賠償の対応実務、不当要求者及び保険会社・弁護士との折衝方法などを理解しておくことは、企業・自治体の担当者にとって、非常に重要となってきます。

また、近年、自転車通勤や、業務内での自転車の使用が増えてきていることからも、企業・自治体としての自転車使用をめぐる対応策も重要度が高まってきています。

今回は、自動車事故対応に精通した弁護士・水野大輔氏より、「会社・組織を守るための事故対応・管理体制整備の実務」について、豊富な事例をもとに解説致します。

講師紹介

弁護士法人　あお空法律事務所・
パートナー弁護士

水野　大輔 氏

名古屋大学法科大学院卒。
愛知県弁護士会所属（62 期）
法科大学院委員会　法教育委員会
若手会員育成支援委員会　各委員
企業法務・労働問題・交通事故対応等、
愛知県を中心に多方面で活躍。

日　　時： 平成 30 年 9 月 11 日（火）10：00 ～ 17：00
計 6 時間（1 日間）

会　　場： NHK 名古屋放送センタービル内教室
名古屋市東区東桜 1-13-3NHK 名古屋放送センタービル ※右図参照

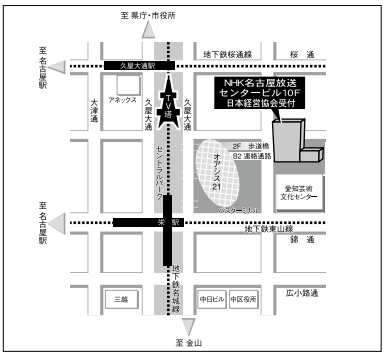

【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線（4分）栄駅より徒歩**5分**
地下鉄桜通線（5分）久屋大通駅より徒歩**8分**

【中部国際空港より】
名鉄（25分）金山駅（乗換）地下鉄名城線（7分）栄駅より徒歩**5分**
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

参加料：（1名につき）

	参　加　料	消　費　税　等	合　　計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一　般	35,000円	2,800円	37,800円

★複数名申込割引について
同一企業（団体）から同じ講座（コース）に2名様以上でご参加の場合は、1名様につき、2,160 円割引いたします。
下記申込欄にご記入ください。

※参加料には、テキスト・資料代が含まれています

申込方法： **下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX 等で下記へお申込み下さい。**
折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

- 参加料（負担金）は、銀行振込にて開催 3 営業日前までにお納めください。（経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。）
- 開催 3 日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。

キャンセルについて　開催日の 3 営業日前からは受講料の 30%、開催当日は 100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

お問合せ・お申込み先： 一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ（担当 / 大脇・里見）
〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL（052）957-4172（ダイヤルイン）
FAX（052）952-7418
日本経営協会・中部ホームページ **http://noma-chubu.jp/**
※お電話の問い合せ（駐車場含む）は、平日の9：15～17：15 にお願いします。

日本経営協会·中部本部　行 FAX（052）952−7418　　こちらの面をそのまま FAX して下さい。

H30/9.11

60011166　**「自動車事故・自転車事故をめぐる企業・自治体の対応実務」参加申込書**　平成　　年　　月　　日

★複数名申込割引に該当する場合はチェックして下さい　□　　□ 日本経営協会会員　□一般　（該当するものにレ印をつけて下さい）

（フリガナ） 団　体　名		TEL（　　）　　− FAX（　　）　　−	ご派遣責任者 所属·役職名
（フリガナ） 所　在　地	〒		ご氏名　㊞

No.	参加者（フリガナ）	所属·役職名	担当経験年数
			年　ヵ月
			年　ヵ月
			年　ヵ月

※メールアドレス

〈通信欄〉

〈注〉太わくの中をご記入下さい。電算処理の関係上、フリガナ·ご派遣責任者名は必ずご記入下さい。No欄は記入不要です。
※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
① 参加券や請求書の発送などの事務処理　② セミナー運営　③ セミナーなど本会事業のご案内
お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。
なお、③がご不要な場合は右記□にチェックしてください。　□不要

地球にやさしい再生紙を使用しています。

©